武田交來録
大蘇芳年畫
錦壽堂梓
後編下
後編中
後編上
冠松真土夜暴動

冠松真土夜暴動
後編上

A505
6

冠松真土
夜暴動
後編上巻

芳年画
錦寿堂梓

<48-82287>

俗語ふ御ちいぎでいのると云を。京阪あそい ちんごと云ふ。蓋し辛耐ハ苦辛に耐る社意なるべし。推適ふ雨おりべたいぎちと大義の音ふ通ひちんどい眞土の村内ふ。根強く壓抑る松木を斃し。衆くの細民乃難を救ふ行ひ疎暴に似れども。誠心惡を懲まして出るべ。神も舍れる正直の首ふ戴く冠等が寛典所置に遭ふハ。其辛耐さへ如何ちんと想像さへ悃然なる。此物語を祥明ふ。勸懲の理を諭し。結局の功既ふ成る。交来詞兄が丹精ふ嘸辛耐くやいのりきんのし

明治庚辰晩秋
應武田子之需

轉〻堂主人題

冠弥右エ門
伊東佐次兵衛

高橋新七
伊東元良

○猿若の家ハ狂言あり猿ハ若の家ハ強欲
あり云ハ世々も知る事なり私慾あ
為ハ良人時々猿ハ猿若の
家とあり松木氏ハ
さしも数代連綿ゑ
豪家なりしも長女男つ父
子の強慾非道を極ハ
遂ハ滅業の
死ととゝけ汚名
と後世ハ伝ハ
猿悪の報ひ実ハ時る
べ死あるべや扨も
冠孫右衛門ハ

冠孫右衛門ハ強慾ハ極ハ
家へ押参らんと強ゞを意ハ
の云ハ
押止め
ハ
ハ
ハ

つぎ

物めづらしき方人々は小猿どもをあまたは小孔味よきこれ面白ありこれ又彩成上のふは住馴し古地を離れ生活の営むべき用途もなく方角を

一命を棄てとるふが年貢村内の人民を苛酷ふ為めへさげまが為ふ殺せの辛苦と苦痛救人の

つゞき 困難ホ五郎り」由是ハ彼奴ガ犯乃故ニ人々ホ
成代りし頃へ集合世」人こハ父母妻子の歎きも
ホ顧ホ孝ゑ ホ人情とも人ハ〳〵既今窮迫の
情合こ成ル村民の為二つホハ
後世の戒めとなるこんハ必定
なり依こ彼怨敵こ名松ホ
の宅へ付入こ多ゝの
持物ヲ一同ホ請ケ
ホ孝なり当ニ事件
ホ多義なく名志を
逐る計策あるハ結ぬ
なく指揮しぬと述ればハ
弥太郎いそろに

あ人ハ先年小田原戦争の際従元
方の人夫ホとら臣」ニ刺こ元光元
ら」ホ同二年盛を
兼こ家ニ製
造臣」亜又
伊義元
長とのふハ
医こ業とゑせ
ば吹業の事数ゞ
打仕せ冠婚葬
同伝ニ家伝義
安又家伊義孝五郎同云
ホ新加ホ郎の六人ハ拔

嘸涙こ伴ひ
一同の四仙成
彩色刺青こ
合せ事なるや
元あゝバ拔ホ長郎
こ述ルこ外面へ見張の
者こ安」亜密ホ多等
実ホ成る事ホ依て
先ッ名懐野七伊郎
依こ長郎外十四
人ハ縛付の
配りホ元拔る
中にも名橋伊郎の

力仕こ名り伊義伝次長郎後田
小太ハ石川儀太ハ名橋野七
の四人ハ故郎の流拔こ成ル
ホ余ハ拔て
家盛こ
打殺
ホ〳〵

〈▲ま著をさゞめ用意既
ホ整ひれば宮ハ松ホ長郎ハ陸
を伺ふる熱ホ松ホ長郎ハ陸
村田村の拔所へ不用あり

◐涙が流るゝ
きり踏みる山の
麓と云ふ人
家離れて見物
白ふれが
変はる人
捉へて松ぼが流り
と結ぶ方向ふ
◐十月廿六日
のあり方が彼松ぼ
長ふ弟つへ移る外策有

つゞき夕刻よ
ぞ来るぞ
花仮板刀迎へ
出るれば大合の
恐ハ義び
面ゝ
▲見ぞ
天の与る
不必定なりハ夜
ふ人ゝ一先原を出殺し出村ふ
焼付ふ掛ぶ」と一同へ通報
巨各ゝ刀抜ふ出立て
得抜くを難へ
「出」ハ出ふ出
出村の彼方を立
「出」ハ出て
留ふ出
「出」ハ出ふ
待せて出
し人車
ふて家
付り
次へ

武田家臣
十河又

忘れ
あり頭五又
事なも
左
後れば
我ハ
是
五度
月を
果して
後に
先人五
頼り
宮ホ
次へ
とも
宮級付し提灯
小原田の畔を
剪ぎ
うじて

つき場りを乗り越えようとして
来し一個の男松赤ぶ宅に入るを
めて打と思ひ逸足出して駆去り
方の六人い遁うふ名乗る挑灯い
見覚えある数面スハと計り
小田行を志田結り負へる
ヤ変来るる人車へ
脱けの空昌へ
と人々楽
ふれ
違し
此無として
勝る車

ま
へ
田
ねば小奴
る
る
教元合せ何いあくて
試ふ考き表り一同が
屯集ふ沢同村の古
宮まで引揚つ弥ふへ
次へ

つゞき

一同の
姿を向
ひそ中を
姿をつゝ縁をじめ
今宵の夕べを
なりハ従の空車を
のこるれば
独立ばし
らしとあつて松本が
乗りあの物語せ
ばしば
せんと
ようら

次へ

独りべ今宵を
べつすと夫くに
揮ふ〜つ用意
表び
て走るを付走る
冠峯松弛場の
彼長をつ面村
よう車を返〜
已ハ歩行
乗て裏屋
偽ひ侯地を
横切倒つ
駆びつを
が宅へ入りくる
を確と我木が
足後ろを注進
多手に冠弥左つ大小ホ

010190517298

つゞき 既ニ整ヒ八ツ半十一時の頃あわび貝刻ハ已と絵ゑが東藁を
背ニ負ひ会釈と出ル松ホが宅へ押ス者ろく波来花と共ニ備へ
表裏一同ニ発ーしる仲間ゑを相男ゑ出ル敬ゑ
掛りハ裏門を打破ル者ハ孔八出ル伊義
ゑ楊福田石門夫々ニ知ル人
石屋油を注ぎ火付 表
藁へ火を放ちい投のゑく
ゑ者程ニ忽ち火の手揚る
とゑゑ表門ニ駆し人数も
門を破ッて孔ベー去関の戸を打破ル
見物へ踏込ゑ傳ハくとお振て者ゑ
と者ひ物ハ来藤一ゑハ長家琴弾
藤来藤又ハ文彦藤或ハ松ゑ男紅孔
男紅孔ハ初揺ゑすのゑ

中の巻へつゞく

毀ル例ゑ
敬次ゑす打ふー

大蘇芳年畫

大日本名将鑑

大錦繪 五拾番續

這ハ神武帝ヨリ寛永年代ニ至ル迄皇國有名ノ大將ヲ選
板シテ各小傳ヲモ記載シ彫刻摺立等入念美麗ニ仕立先
般賣出シ候処御愛顧ヲ以テ各位方ヨリ追々御注文受新版
久分摺立間ニ合兼発兒延引仕恐入候弥本年十月迄ニハ全
版致シ候間不相変陸續御請求之程伏テ奉希上候以上

東京書肆 錦壽堂 船津忠次郎 板

後編中

A505
5

冠の松　後へん

中の巻

先出話

若陽らし

まゝ年為のく

<48-8229>

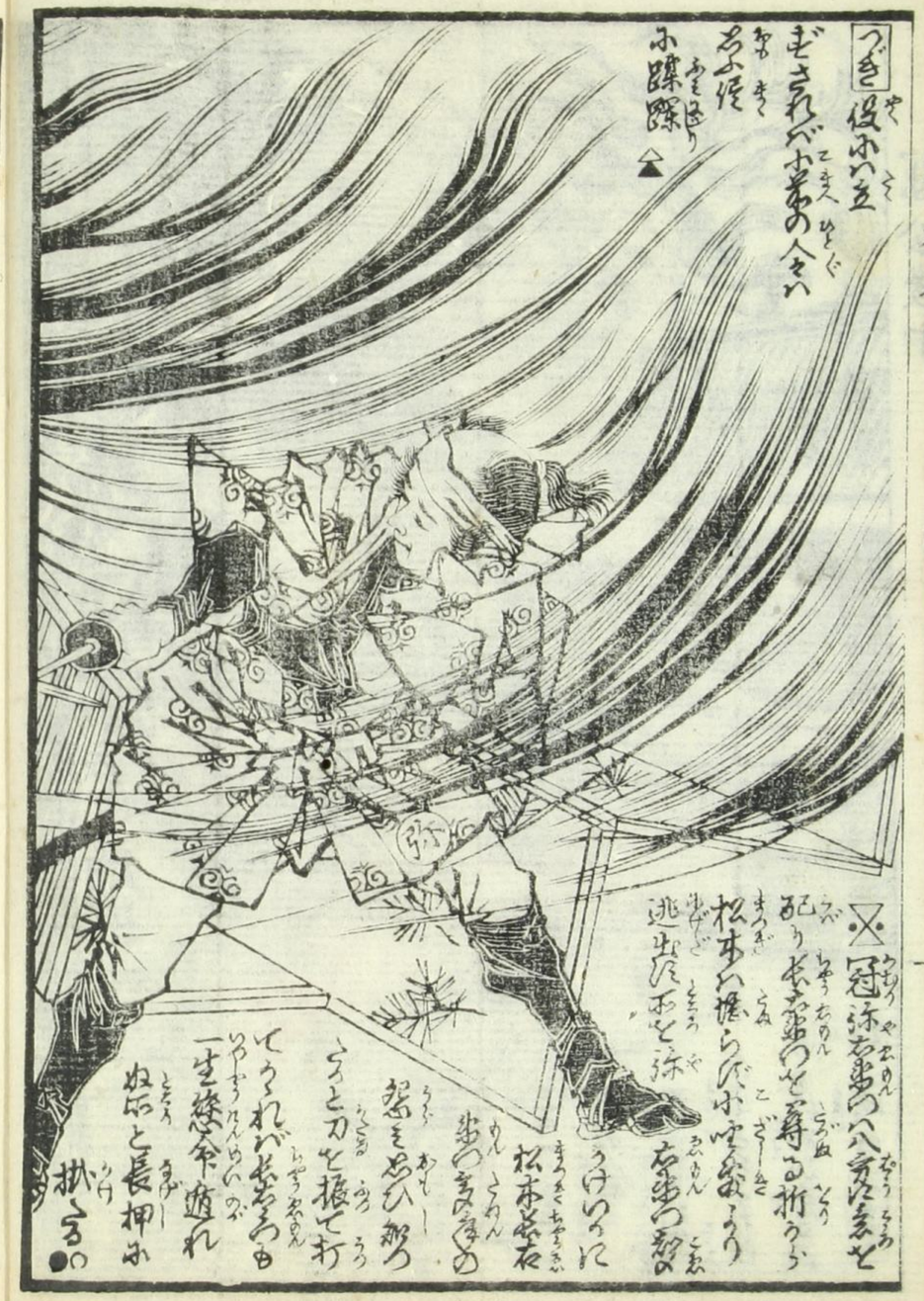

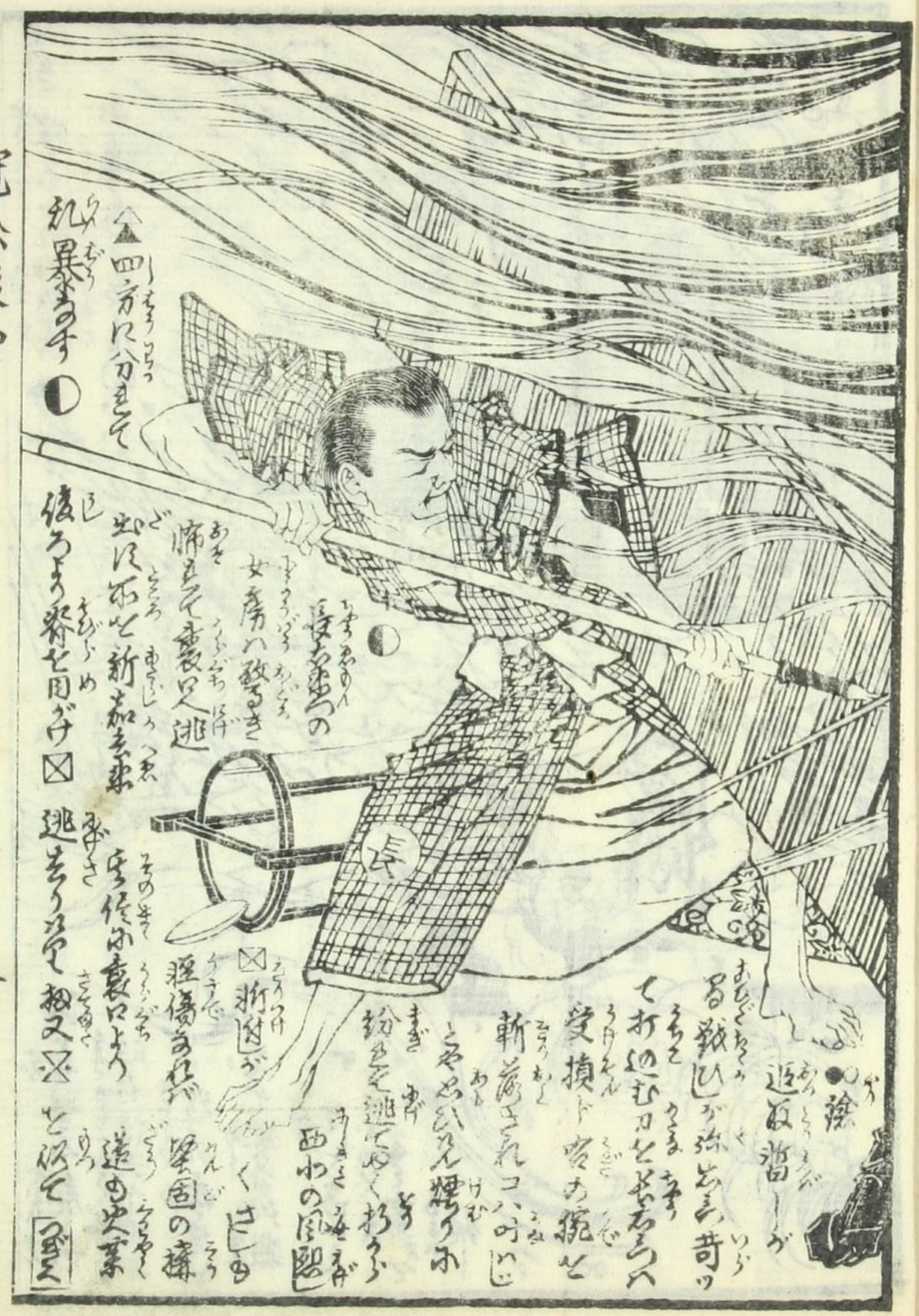
四方に分れて
乱暴者
●除
近寄者
斬
くさし
逃
新加来
逃
逃げ
逃げ
逃げ

つゞき

焼死ふれ物数寄

ふ造り臣と云る後番

尋ぬるふ屋人の政右衛門六下婢ふが焼死者と云る

殺

しと

と

◐古花ハ云も文

尋ぬるに裏門の傍なる竹藪の中ふ稲荷の社あ

焼死ー

死ー

ねば彼を打殺して八殘惡なる

ふ成て焼殘りたる

の嗅く

伊藤考五郎ハ疾ふ

ふ付藪押分て

次へ

つぎ 近家り名見べ出家の深疵を負ひ血恩を欲て出れに
ひそ 潜さ居る数べ一同を呼び集めて負て[illegible]出ばかみ
ヤア極悪非道の長右衛門これまでなんぞ[illegible]
[illegible]を[illegible]する数
幾許の数を
あらん[illegible]既に幾と六十餘
名の先祖より相傳の[illegible]
も換がる死田畑を添付を以
て[illegible]を上[illegible]
[illegible]
[illegible]儀

迫り如何
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

つゞき

殺し手負ある時は生死を問はず見届あて自業自得と達ゆよ
トこそ口同さるゝ罵りつゝ滅多斬に切刻て亂れあげて引取るゝ中風に
仰き京川縁廻へ出えれば捕方共は接ぎ代繋部の方々各畳の巡
査探索方等出張ありて配り臣同月三十日に暴徒の巨
魁冠弥左衛門始め十七人を捕縛する所浴
寺呼出し捕縛臣十月五日
板鉄冠奉松始
め十五人
同じく

▲捕縛ハ
ゆの虚
あに紳
ゆ門
嫁廻

▲護送せ

ら
ゝ
ゝ
冠を
始め
一同ハ
縁で縛しるゝ
みれば年ハ若く糸蕃
なく尋常ハ拙金に僅陪して
而刑の日を待のみ中ハ白仔
後佐左衛ハ捕縛の際五十嵐
九等繋部が出張ありし而集ハ

つぎ 革鞋を造る店ゞ夫とうるよう既を下げ
あのくびこれぬぐもあひあひ
各〻方々とれ出張ホ和成てハ恐れ入る
しごい
法外実ハ代呂鞋を造り
これ
是より自前致ぐく
家ハ有り何共恐れ
入る
ハ得共代呂造り
上る男階同れ
譲を致ひと云
内妻ハ納戸
ゆり幕を引こ

たる布ゆ奥紙
多拭も濡て拭
出ハ五十嵐氏
ハ度ホ人氏を男
いるゆ繁きゆ云
生云ホ代せ階同
却ら見ーホ
代呂生ハ革鞋を
造り果て支度
須へ一礼ヒイザ
お縄を掛下さるゞ
と夫に卑劣る容
ゆ
つぎ

つゞき 五十嵐氏も基ゞ感じら自形と先腕せ〜ゆゑ松べ縄ゝけるゆゑ及ぶ時ゝ手伝ふ
井亦川の係廉へ引立ゆき

とゞ

○牧も
冠等が暴
勅の事件
ふつゝて生ゞ
村八分に
及ばす近
々

五十嵐九等警部

◐怒り
ふ怪も

暴挙を企
てしゝ家族
ゞ
花もあゞき
事とハ察
され共
如何に
せん

何
ゞ
ゞ

近村の老
松本が兄業の死を快は」と
喪ひ弥右衛門等と義挙
ありと者」て松本残り」

處刑の事のを心配し張ゞる
弥右衛門等が代表を
せゝ」横谷氏も此事を変色
大ゝ歎息し彼人々が困難と◐

法律を犯し
ゝれば斬罪へ必
定あり実に愍
むべきゆゑと
頻りゝ不愍に
思はれるゞ

次へ

◐疾くも見を
採候世東
京の名は彩
写不出
歌彩
出を紀
の載世を
書店
接続る車
の守屋
何が有の

つぎ　さいた村不入に成り少る不敷ゑ尚歎願の筋と
後あつかふ六七才の男の子ゑ孤茅りモ仮父さんも彩用出
仮様なるゆゑ有ますと問ひる故是ハ今故郷村の
冠弥ゑ藤と始め大勢の衆の為ふ近村の人達ゑ祈家
川の絵図へ歎願出と出さゆゑ委敷出の世話迄であると云へ
彼男兒の大いに喜ぶ事ゑ祝父さんの事ゑ大勢の家ゑ上へ
術まつて下さるゆゑ夫ゑ有り難く思ふ故ゑ
ゑあらうと
喜ぶ親ゑ
助ふて頼い彼
人々の内の子息ゑ
仮不の子ゑ祝父さんの名ハ仮とゆゑ宮べ
アイ私ハ此さ村六十一番地で祝父さんの

▲せせまでゆ
上流ゑ子ども
今日奉出て
ゆくさ白姫
牧写ハ此村ハ不
ゑ及ふ陶後
世さんふ
の絵さ
の猟光
に打笑
家へ帰り
世さんふ
ゆゑ出ゑ

名ハ冠弥ゑ藤ハ私ハ二男ゑ代助と申し
ます　元祝で内ゑ居て坊ハ歳ゑ
ゑ「アイ五年二ヶ月ふ成ります」テ
ゑ祝写ハ祝父さんのゑ出て
あるゑゑどうぞ後で宜せて下
されとゆふ挨さんも打笑ゑと表
助ふ父ゑ話ゑて頼もく祝子の情ハ祝ゑ
切ゑる物ゑゑ見ふつけても彼人々の祝族の数さハゑ
行りと祝男て家ゑ迎ゑ物ゑ迎ゑて後ふ
一緒ゑ出発ゑ出ゑ御ふ送せゑゑ家へ帰て母さんふ後で
あらふて写ゑゑゑゑと涙せゑ代助押久イエく学校の先
生ゑ人ふ出ゑ物ゑ学ふて入ゑ源ゑ事と思ゑて出ゑ放学ふ
のハ忌ゑゑゑる「ゑふ表ゑ入ゑ家ゑ吸して

▲害せ絶々の玲令ふて成人と

次へ

せうと一礼述て畑ゑゑゑ
我家をさして孤形とそ
ゑ表に又松本の
家に
甲大佐之郎
の人々ゑ仮連て
余の老人ゑ表ハ同村の長吏成
しゑ学ゑる不孝に悔と表人の話
什ゑ立ゑゑ父親ゑ松本へ
ゑ

010190517301

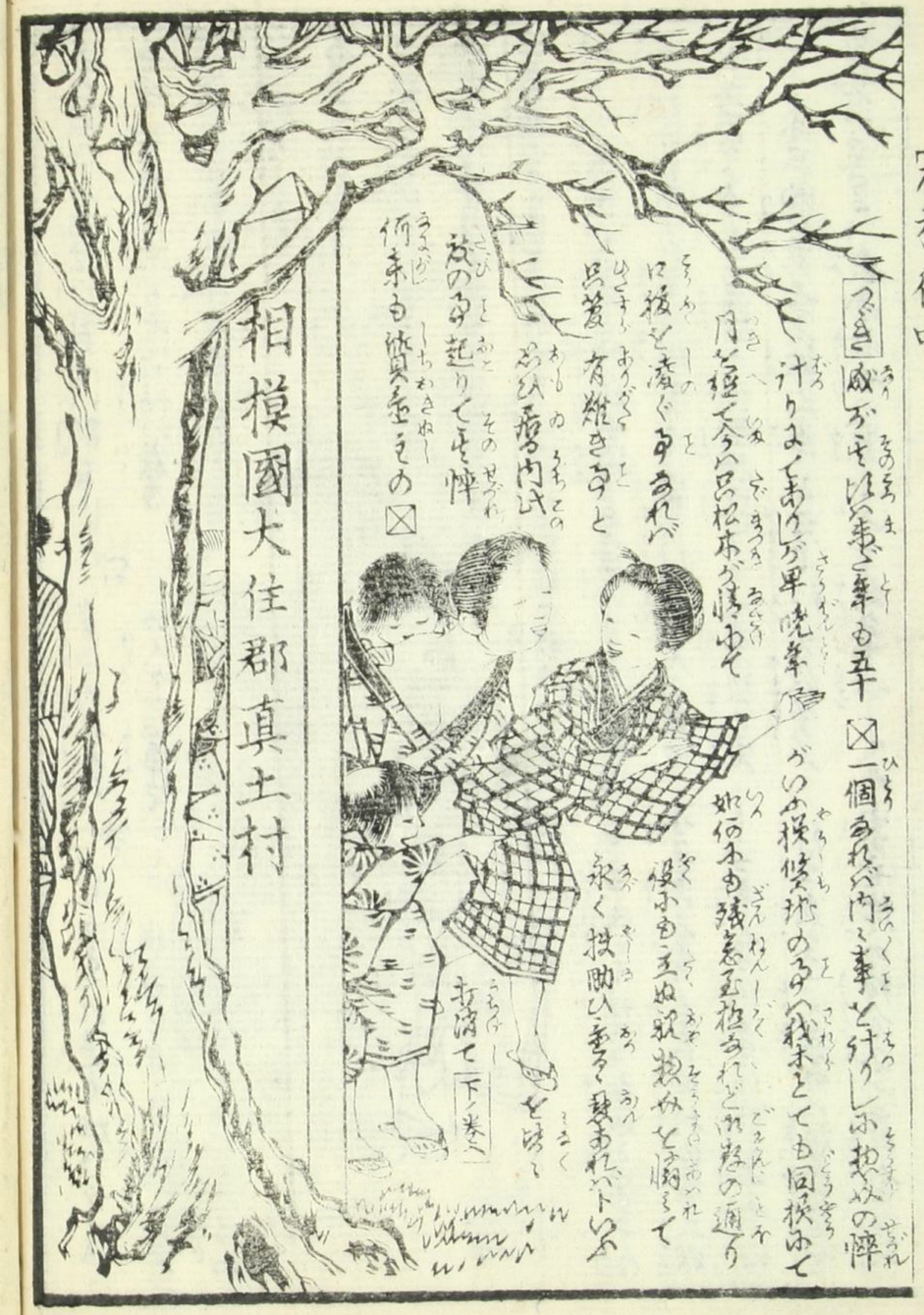

近世文武英雄傳 十本 飯田定一集 大蘇芳年画

鹿兒島征討實記 同 飯田定一集 大蘇芳年画

霜夜鐘十字辻筮 從初編 武田交來録 全五編 大蘇芳年画

冠松真土夜暴動 前後両編二ヶ完全 武田交來録 大蘇芳年画

這回ハ江湖ヲ騒動シ神奈川縣下相模國平塚在の真土村の紛紜近來稀なる情慾の挙動多年の積惡應報ニテ怒ル天の冥罰免れぞ義徒の集家を絶滅なす勧善懲悪の教

武田交來録

大蘇芳年畫

錦壽堂梓

後編下

A505
6.と

かむり物
すりもの
書色の
よのあらし
浪海
下の巻
大蘇芳年画

<48-8230>

中ノつぎ夫八武芳の[illegible]心枝あり元来雪伴の俊[illegible]
合戦淋道の仕方[illegible]
[illegible]
[illegible]

◐とゞ
○昔ある先
出家
九沢
和尚
○図
模倣
図

◐○
今和泉久
井郡ホ
て惣吉が
来ぬよう
と人の供ひホ
出さうと
言ひ」と支
て要法已を夜
ホ夢七發せ〜とぞ
惣助
惣吉へ
異見の図
急ぎ彼西之郷
てう揚
公長が紛ふ方
なきの
安父親助
ホて懐中ホ一封の出
亟書を生文に伝ゐ出ば
ば「親義ホ迫りて乗す
とあり」故郷子の去が義
心の抜ぬく感ぶ
裁判
の況
門落
へ出
光！
て義
「民」同
某が対
多の
心痛も
危のく若に
世況或夜
洛阿の
次へ

つぎ 家構樹木繁盛して愉快なる家なり五反歩の内庭装飾日よく金の生ひ枝も繁茂まく流石学校の教師も勧めに従ひ入品もうければ同家にても客客あつと驚く程に歓待うちは家の娘おさとこのごろ彼道に弁ふ恋ひそうけし容子ふと個数あつも道に弁ふ恋は知らぬ大そその三男と

▲芝とのふ越後の名産へ逃出し彼ふ白ふくび恋角出る内ふい掛ふ沢ふ去村の大事件は道弁ふ殺人の悪む長左衛門が弁と宮さい世ふへ対し江戸の家ふい金かく弥ふ去村の去が辺を徘徊し道弁と狙ふ

せば一挙毒全の策ふうと緩急の人は依頼で云の逐ふ同家へ迫る表向へ客分にて内々算と

縁と
る和
道弁
弁も
今回の
騒動
一回い
敷る時
又よ
旅
く

恋は一生の紅へ
恋は盲ふも冥ふ色づ潔ふ弁
性を表ふせい内外の表の各気も
悪く悪ふ悪つ主婦も幽死ふせど

我家ふ
ぬへが

在ふば象ぜ

次へ

つゞき 這回の笑禍を捉ゑて事のあやまりやあらん紙い運強しと言ふべきものゝ村の奴手紙を拵ふとの風説あれば迂闊に油断の成らざりと横浜の知己に問ふて居るに同冠木の不刑特典の法令に照らし総ての犯罪は通じて今日を以て廃止せらるゝ運となりぬ○初め慶応十三年五月廿日弥右衛門外二十余名裁判所に呼出され遠刑を申渡さる○神奈川縣下相模国村民冠弥右衛門

長右衛門外三名へ傷を負せ長右衛門始め一家七人を殺害せし科人金十律一家七人を殺す條及び五刑割定條例ふるひ中し付ると浸畢り伊藤伝兵衛同元長岡五郎兵衛連累なるを以て孰れも斬罪を申付られ冠獄小右衛門伊藤安兵衛新宮市郎兵衛石川伝右衛門七人は懲役八年三百年七日井上所右衛三上長五郎小野田勘右衛門伊藤兼吉同権兵衛

長右衛門が奸計に陥り入られたるものと伝聞し横浜に居る長右衛門家族七人を殺せしと止て自ら巨魁となり伊藤伝兵衛外四名と計り各縁者の者と称して長右衛門宅へ押寄せ家屋敷十二株を焼燬し長右衛門妻伊藤ふを外三名へ傷を負せ長右衛門始め一家七人を殺害せし科人金十律一家七人を殺す條及び五刑割定條例ふるひ中し付ると浸畢り伊藤伝兵衛同元長岡五郎兵衛連累なるを以て孰れも斬罪を申付られ冠獄小右衛門伊藤安兵衛新宮市郎兵衛石川伝右衛門七人は懲役八年三百年七日井上所右衛三上長五郎小野田勘右衛門伊藤兼吉同権兵衛

○生後六月一日先逮中斬罪と定まりし巨人の老を縁座へ喚出さる孫者の姉妹今日は必らず首を刎らるべしと覚悟を究め居るの事の引渡きを

次へ

つゞき 同じく死の事を宥く捜ねるとの
ゆえに罪死のこゝろを尋ねさせ給ふ
よう裁判所へ出し不再び宣告あり
○神奈川縣下相模國大住郡まえ村
百姓農冠弥右衛門弥右衛門同
元良同吉五郎共藏同村の者
共名の巨魁とあり松木長右衛門
宅へ闖入し家屋十二棟を焼燬し長
右衛門の妻伊茂ゑを外三名へ疵を負せ
長右衛門の婢め一家七名を殺害せる科
人命律一家七人を殺害條及び
五刑創定條例ふより獄
決裁判所ふ於て去五月廿一日斬死中
原されたる所右犯罪の事情を村内六十

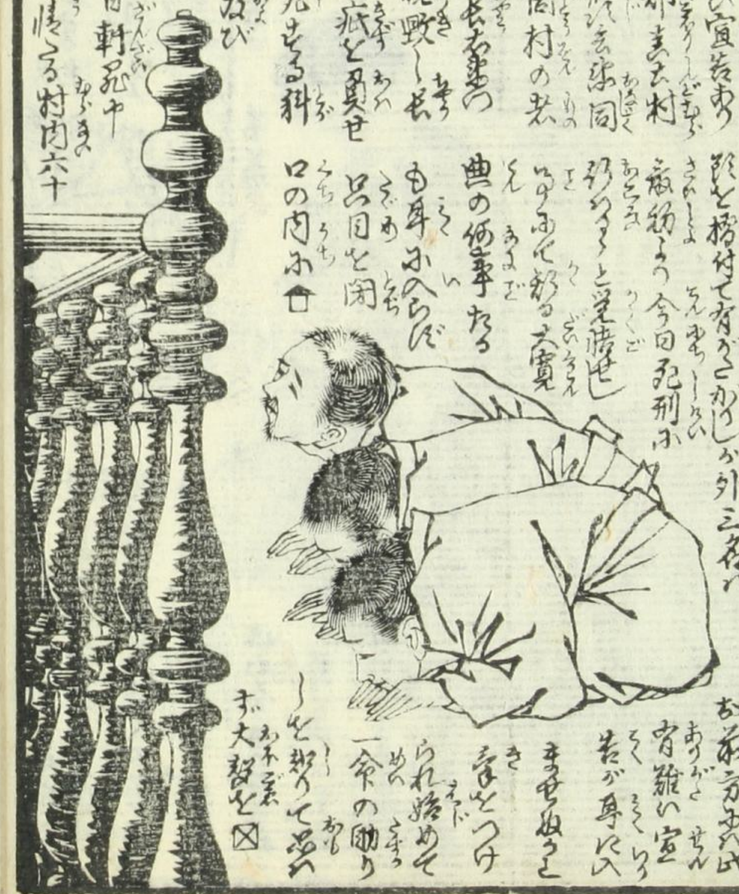

○ふ死ろの二等を減ぜ下獄
□佛名を唱へ居る故
弥右衛門は搗米
お茶方の氏
有雜い宮
者が身代
□あゞて有難ふ存じ奉と云て
大地へ平伏す□同じ事更出候
さは□友奥方の腹へ筆く計
て有り」と定ふ左も有べき事
とあり是より先に巨魁
の一人なる搗米七と云る者い
獄ふ在りて病ひふ罹り五十七
年を一期として四月十四日獄舎の
内ふ死せ情状□氏人今二十日
間生命を保ぶ皆ゞ死□

余名より長右衛門へ貸入せ北ふ更度ふ
付給後数年ふ渉り毎戸の生計困
に迫り一村の減亡窮ふ極まるふ
長右衛門の妻伊茂ゑを外三名へ疵を負せ
あのとゑ使め一家此苦患を
救ひと願ふるに出て全く
一己の私怨を選ばし又い
殺ひより
生じたる
者と
を知
を以て

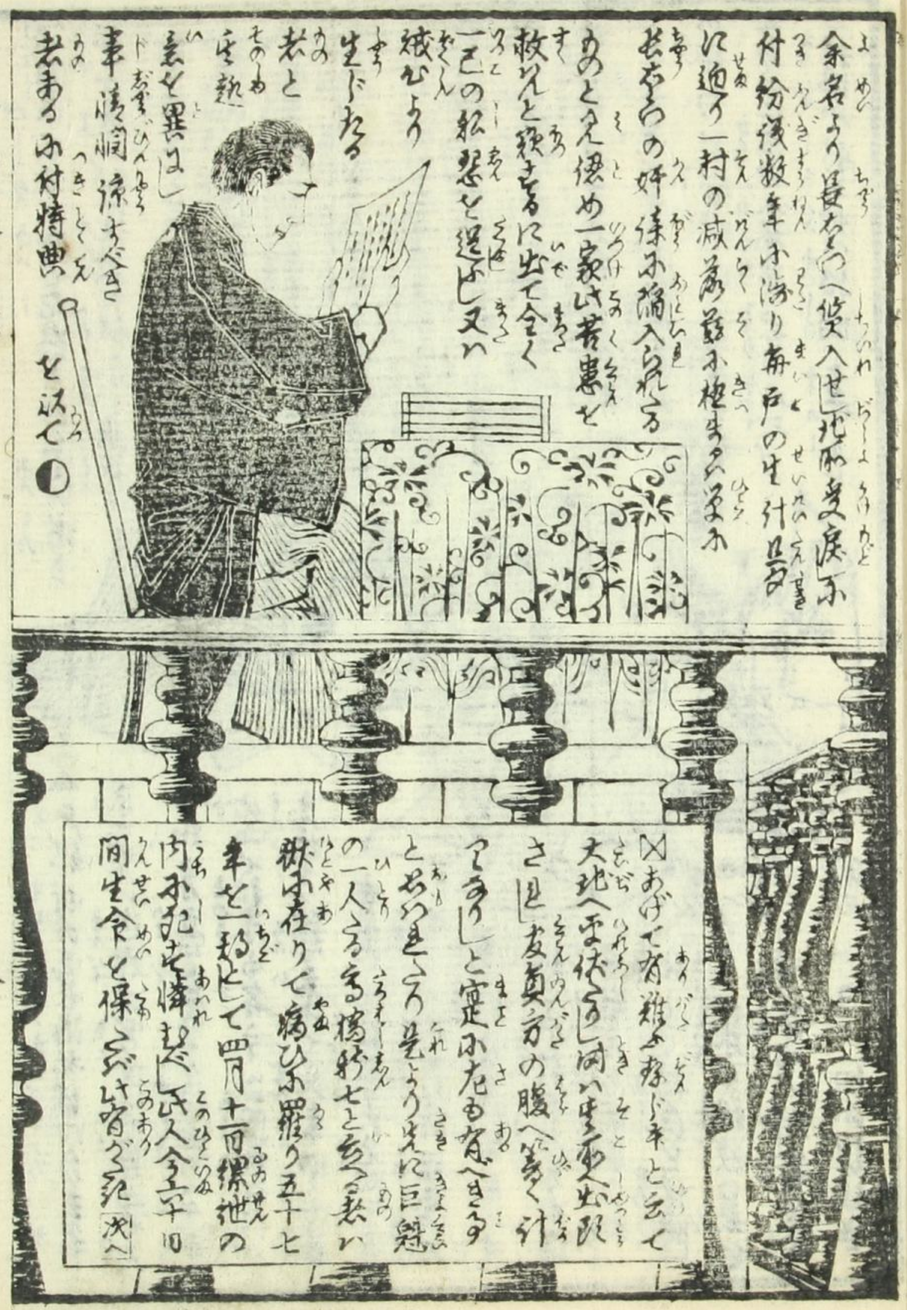

「つぎ」れ不分と破て死ぬべきと云人の者も
西々ガ来こび不比殺て彼ガ心ど推量り
成と使ふ死を「せ」と恐心傷ゝるとも
爰に先に歌孔の事と勧め代会
若是ハ密三氏并ハ陸谷後藤氏
横濱の旅舎出張ニ而ハ落治ガ交
ふ七いろは新岡の主高守座ニ造の
罪人彼高橋彩七の獄中ハ死世ヒ
涙く迷惑の事ハ為ハて彼ガ
ハ相南りて実ニ村（高橋彩
七の墓碑を建立て各々ガ向
の発句と彫刻ニ○高橋の
ムちくこと実や入板ハ 是ハ右三
○狂歌や彩七州の彩胡 立井ふ七

▼戸部町の医松海老源四郎表来
氏とのハ近郊ハ家「先」四家ハて人
も知る豪農ガ後向ハ
化ハて松ハも名ハ四家ハ
先代ハ懇表ハて先年中も
常ハ（ハ数殺ハ夫ハ世）ハ
ハ一ガ在男人ハ既ハ大
事件ハ為ハ「ガ」ハ迷
知ハ歌ハ玉来数増
合故ハ同ハ主
張して村氏ハ従將
又松ハ祝族ハ
集めて利害ハ
細ハ説張さ

○支向て学ハ出「家ハ
○ハるとても法ハ
彩ハ七ハ
来ハ親ハ
同縁ハ
徳ハ
本年十四歳ハ
ハ「ハ」ハ
体ハ滞「ハ」て
事ハ
彼ハ
ハ一同補
れ共ハ上ハ
「ハ」ハ
ハ
ハ

つゞき

云ふを如くなれども松本氏が不有地を生出村の老小妻後さんハ寿之亟どのと

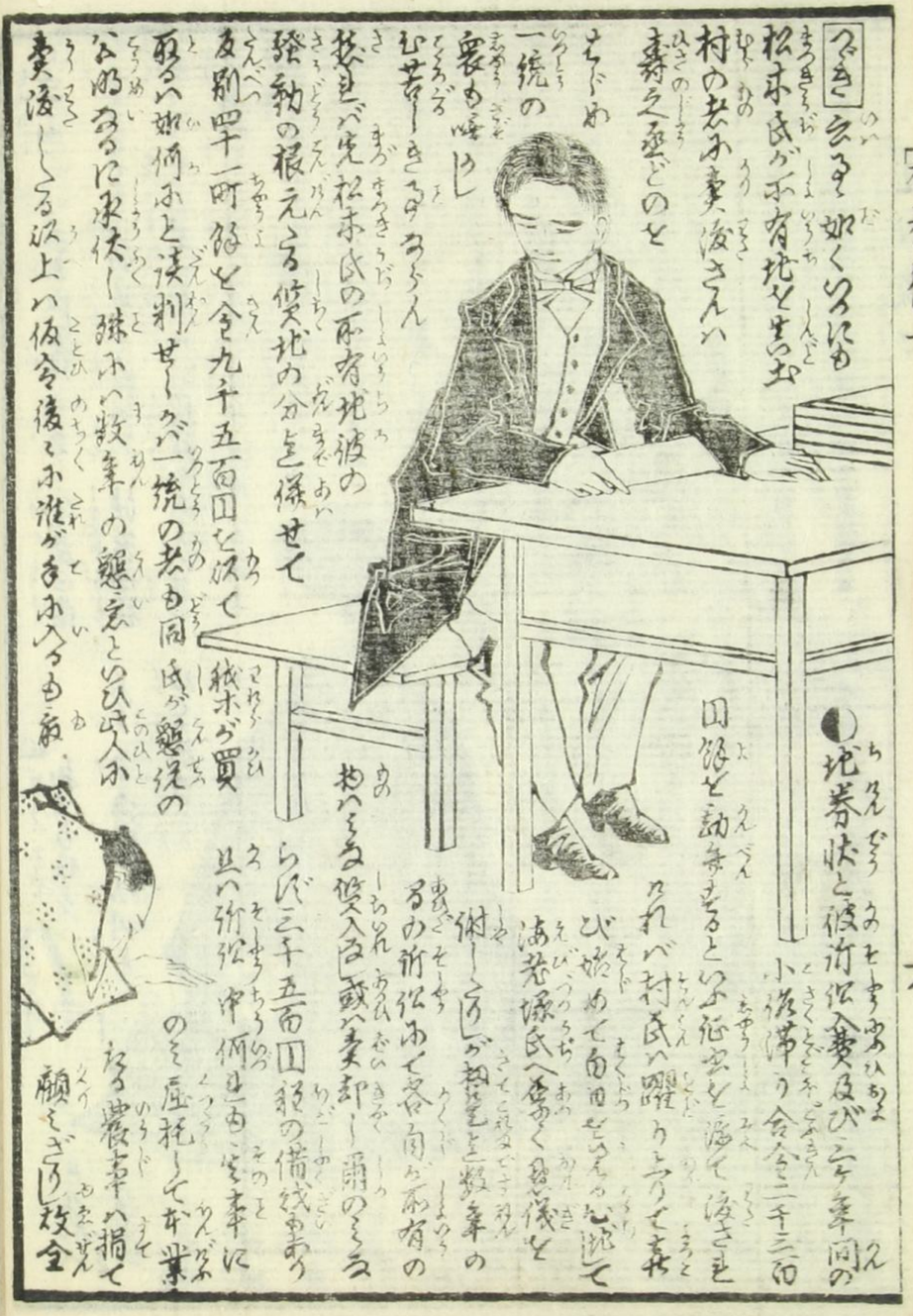

一統の喪も明し

むすこ[illegible]

然るべき松本氏の不有地被の

強勢の根元なる贋地の分を保せて

反別四十一町餘と金九千五百円を以て

取るハ如何ふと決判せ[illegible]ば一統の老も同氏が怨[illegible]

公明なるに承伏し強ふハ数年の怨恨との仇[illegible]入ふ

妻後しる以上ハ依令後ふ[illegible]ふ入るも敢

ハ[illegible]

村の[illegible]ハ

小作帯り金二千三百円餘を海老塚氏へ送り[illegible]

[illegible]

[illegible]

つゞき 悲況なる故に九千五百四十
餘ふきを五ふの見受へて伺れも額
と集めて寄惑の打ち合の
村々の起見を元幕で金弟ふ
ふ用意ゆ」断く金四も伺ひ丘
ふ去村の勝状を回復せんと土
ケ村の起連帯」て林家川縁
庭へ引ひて金五千四を利見
十ケ年賦ふて弥備を引ひ出
ふる不束ふ四採用方を
ケに初般る故村民ふ云に
及ばずふ奉ふ関係ふきの
生ふ寄く今宮の五仁五郎を
幾復ゆ」り初て去村の

姑めそ
稼生る
外地そ
見る
海光
塚氏

悲共い人々の情ふうて涙
く方向の定まらゝれべ

戻しる
泣暮時
せそこに
涙分き
ふ天ふ
五町宮
岩七村
宮人

音
代
弥右ヱ門

[illegible]

[illegible]

[illegible]

010190517310

大藤芳年画

倭洋妾横濱美談

三冊よミ切

武田交来録

揚洲周延画

戀仇苍盛街夕暮

三編よミ切

岩神正義録

梅堂國政画

神田區元柳原町三拾二番地
出板人　船津忠治郎